

令和5年度（2023年度）障がい者介護技能習得支援事業実施要綱（案）

1 事業の目的

道内の介護人材を安定的に確保するため、障がい者を対象とした介護職員初任者研修（以下「初任者研修」という。）を実施するとともに、資格取得後の就労及び職場定着が図られるよう、障害者就業・生活支援センター等との連携を図ることにより、介護分野における多様な人材の参入促進を図る。

2 実施主体

北海道

3 事業の委託

道が適当と認めた事業者に委託して実施する。

4 委託期間

（委託契約締結日）から令和6年（2024年）3月31日まで

5 委託業務の内容

(1) 事業周知のためのリーフレットの作成・配布

受託者は、本事業の趣旨、初任者研修の開催場所・期間、申込先等を記載したリーフレット（両面1枚カラー刷り）を作成し、下記(2)で配布するほか、必要に応じて、介護事業所団体、障害福祉団体、道内の介護及び障害福祉サービス事業者へ配布するとともに、受託先のホームページで公表すること。

なお、当該リーフレットは、障がい者に配慮した内容とするとともに、漢字にはふりがな表示をすること。

(2) 説明会の開催

受託者は、次のとおり説明会を開催すること。

- | | |
|-------|---|
| ア 時期 | 下記(3)の実施の1か月以上前 |
| イ 場所 | 下記(3)のイごとに開催 |
| ウ 対象 | 障害福祉サービス事業者（就労移行支援、就労継続支援）等 |
| エ 内容 | 事業全体の流れ、初任者研修の内容、受講推薦（申込）方法、施設外支援に係る
手続、就労先の確保、関係機関との連携等 |
| オ その他 | 施設外支援に係る手続きについては、マニュアル又は参考例を作成し配布するなど、
介護及び障害福祉サービス事業者等の協力が得られるよう、工夫を施すこと。 |

(3) 初任者研修の実施

受託者は、次のとおり初任者研修を実施すること。

- | | |
|--------|--|
| ア 対象者 | 介護職員として就労を希望する軽度の知的障がい者等で、原則、就労移行支援事業等の障害福祉サービスを利用している者。 |
| イ 実施箇所 | 道内3カ所以上（振興局を単位とする） |
| ウ 実施期間 | 原則令和5年（2023年）8月1日から令和6年（2024年）1月31日まで |
| エ 受講定員 | 各20名 |
| オ 研修科目 | 北海道介護職員初任者研修実施要綱（以下「研修要綱」という。）によるほか、障がい特性に配慮した独自の科目を50時間以上加え、延べ180時間以上とすること。 |
| カ 講師等 | 研修要綱に定める講師選定基準によるほか、補助職員を配置し、障がい者の習熟度等に丁寧に対応すること。 |
| キ 報告 | 実施結果等を別記第1号様式に、研修受講者の就労に係る意向・状況を別記第2号様式に、それぞれ圏域ごとに整理し、速やかに道に報告すること。 |
| ク その他 | |

- (ア) 初任者研修の運営全般について、受講する障がい者の特性に配慮するとともに、理解が難しいと想定される学習内容については、あらかじめ補助資料（教材）等を作成するなどの工夫を施すこと。
- (イ) 規定の講習時間に満たない者については、適宜、補講等を行うこと。
- (ウ) 学則の制定に当たっては、事前に道の担当課と協議を行うこと。
- (エ) 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、新北海道スタイルを遵守するなど、感染防止対策を講じた上で実施すること。

(4) 関係機関による連携体制の構築

- ア 本事業の受託者は、事業の実施並びに資格を取得した障がい者の介護分野への就労及び職場定着が図られるよう、障害福祉サービス事業者、障害者就業・生活支援センター、北海道障害者職業センター等と連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。
- イ 事業の連携等に関する会議を上記5の(3)のイごとに委託期間中一回以上開催することとし、その議事内容等を別記第3号様式に整理の上、速やかに道に報告すること。

6 報告書の提出

上記5(1)～(4)の実施にあたり、今後に向けての課題や改善点等を調査・検討し、分析結果を報告書として道に提出すること。

7 秘密保持

本事業に関わる障がい者本人の人格を十分尊重するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た当該障がい者の身上等に関する情報について、その秘密を漏らしてはならない。

8 その他

- (1) 業務を遂行する際に発生する著作権、肖像権等の権利関係については、受託者の責任により処理すること。
- (2) 受託者は、業務を遂行するにあたり、道と常に密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けること。
- (3) 受託者は、業務の各段階において、必要に応じて道と協議を行い事務を進めるものとし、道の指示のもと随時報告を行うこと。
- (4) 受託者は、事業完了後、道が実施する事業効果等の検証をするための追跡調査等の実施に協力すること。
- (5) 委託契約書及び実施要領に定めのない事項については、必要に応じ協議の上、定めるものとする。